

紋別市告示第108号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5、第167条の11第2項、紋別市契約規則第2条及び第19条の規定により、2019・20年度において紋別市が締結しようとする契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格（以下「資格」という。）の申請時期及び方法について次のとおり定める。

2018年12月17日

紋別市長 宮川 良



第1 資格

1 基本的資格要件

各資格の共通の要件は、（1）から（3）までのいずれにも該当することとする。

- （1） 政令第167条の4第1項（政令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）に規定する者でないこと。
- （2） 政令第167条の4第2項（政令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定により競争入札の参加を排除されている者でないこと。
- （3） 市税、消費税及び地方消費税を滞納している者でないこと。

2 資格の種類ごとの要件

資格の種類ごとの要件は次のとおりとする。

- （1） 土木一式工事、建築一式工事、電気工事、管工事、舗装工事、塗装工事、機械器具設置工事及び道路標識設置工事、電気通信工事、造園工事、解体工事

ア （ア）から（ウ）までのいずれにも該当すること。（詳細は別表1を参照）

- （ア） 2019年1月1日現在において、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の許可を受けており、かつ、当該許可を受けて2年以上当該建設業を営んでいること。

- （イ） 資格審査の申請をする日の1年7ヶ月前の日の直後の営業年度の終

了の日（以下「基準日」という。）以降に（ア）に規定する建設業に係る建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査（以下「経営事項審査」という。）の結果通知を受けていること。

（ウ） 基準日以降に受けた経営事項審査の申請をした日の直前の営業年度の終了の日の直前2年または3年の各営業年度のいずれかの決算において、（ア）に規定する建設業に係る完成工事高を有していること。

イ 土木工事、建築工事、電気工事、管工事及び舗装工事については、別に定める契約の金額（工事予定価格）に応じ等級に区分し、次に掲げる事項について行った審査の結果により算出した総合数値を勘案して格付けする。

（ア） 客観的審査事項

平成20年国土交通省告示第85号に定める項目

（イ） 主観的審査事項

工事施工成績

（2） 造林、土木施設物の設計、地質調査、技術資料作成、道路清掃  
ア及びイのいずれにも該当すること。（詳細は別表2を参照）

ア 2019年1月1日現在において引き続き1年以上その事業を営んでいること。

イ 2018年1月1日から同年12月31日までの間にその事業に係る売上高を有していること。

（3） 建築物の設計

アからウまでのいずれにも該当すること。（詳細は別表2を参照）

ア 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による一級建築士事務所又は二級建築士事務所の登録を受けていること。ただし、建築設備のみの設計を業とする者については、この限りでない。

イ 2019年1月1日現在において引き続き1年以上その事業を営んでいること。

ウ 2018年1月1日から同年12月31日までの間にその事業に係る売上高を有していること。

（4） 測量

アからウまでのいずれにも該当すること。（詳細は別表2を参照）

ア 測量法（昭和24年法律第188号）第55条の規定による測量業者の登録を受けていること。

イ 2019年1月1日現在において引き続き1年以上その事業を営んでいること。

ウ 2018年1月1日から同年12月31日までの間にその事業に係る売上高を有していること。

- (5) 物件の製造、印刷物の製造、物品の購入及び賃貸借  
アからウまでのいずれにも該当すること。
  - ア 2019年1月1日現在において引き続き1年以上その事業を営んでいること。
  - イ 2018年1月1日から同年12月31日までの間にその事業に係る売上高を有していること。
  - ウ 個人にあつては、従業員の数が3人以上であること。
- (6) 上記を除くその他役務の提供  
アからウまでのいずれにも該当すること。
  - ア 2019年1月1日現在において引き続き1年以上その事業を営んでいること。
  - イ 2018年1月1日から同年12月31日までの間にその事業に係る売上高を有していること。
  - ウ 個人にあつては、従業員の数が3人以上であること。

### 3 資格要件の特例

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合（以下「中小企業等協同組合」という。）及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項第7号に掲げる協業組合（以下「協業組合」という。）については、当該中小企業等協同組合又は協業組合が次のいずれかに該当するときは、2に規定する資格の種類ごとの要件のうち営業年数に係る資格要件は、適用しない。

- (1) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。
- (2) 中小企業等協同組合法第3条第4号に掲げる企業組合（以下「企業組合」という。）及び協業組合にあつては、設立の際に競争入札参加資格者である者が構成員の過半数を占めているとき。

## 第2 資格審査の申請の時期及び方法

### 1 申請の時期

- (1) 2019年2月1日（金）から同年2月28日（木）まで。
- (2) 共同企業体は、当該共同企業体が結成されたとき。
- (3) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を受けた中小企業等協同組合又は協業組合は、（1）に定める時期及び当該証明を受けたとき。
- (4) 設立の際の構成員の過半数が競争入札参加資格者である企業組合又は協同組合は、（1）に定める時期及び当該企業組合又は協業組合が設立されたとき。
- (5) 市長が特に必要と認めた者については、市長が指定する日。

## 2 申請の方法及び申請書類提出先

資格審査の申請は、資格の種類に応じて次の申請書類を提出することにより行われなければならない。

- (1) 工事、建築設計、造林、土木設計、測量、地質調査、道路清掃、技術資料作成の資格申請に係る提出書類（提出先：財政課契約管財係）
  - ・ 建設工事等入札参加資格審査申請書（北海道市町村統一様式）
  - ・ 市町村税納税証明書
  - ・ 消費税及び地方消費税の未納の無いことを証明する納税証明書
  - ・ 印鑑証明書
  - ・ 決算書（工事2ヵ年分・設計等1ヵ年分）
- (2) 物件の製造、印刷物の製造、物品の購入及び賃貸借、その他役務の提供の資格申請に係る提出書類（提出先：会計課会計係）
  - ・ 競争入札参加資格審査申請書（紋別市独自様式）
  - ・ 事業証明書及び身分証明書
  - ・ 登記事項証明書
  - ・ 印鑑証明書
  - ・ 委任状
  - ・ 市税納税証明書
  - ・ 消費税及び地方消費税の未納の無いことを証明する納税証明書
  - ・ 決算書（1ヵ年分）
  - ・ 各種販売登録・届出・許可証の写し

## 第3 資格審査の再申請

1 次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとする者は、資格審査の再申請を行うことができる。

- (1) 資格を有する者の当該資格に係る営業を相続、合併又は譲渡により継承した者
- (2) 中小企業等協同組合（企業組合及び協業組合を除く。）である資格を有する者でその構成員（資格を有する者である者に限る。）を変更した者
- (3) 企業組合又は協業組合である資格を有する者で構成員を変更した者

2 再申請をしようとする者は、別表の申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

## 第4 資格の有効期間

資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日（その日が2019年3月31日以前である場合は、2019年4月1日）から2021年3月31日までとする。

ただし、2019年3月31日以前に2019年度分の競争入札等があった場合は、その資格を有するものとする。

#### 第5 資格の喪失

資格を有する者が次のいずれかに該当することとなったときは、当該資格を失う。

- 1 第1に規定する資格要件に該当しないこととなったとき。
- 2 当該資格に係る営業に関し法令の規定による許可、免許、登録等を要する場合において、当該許可、免許、登録等を取り消されたとき。

#### 別表1

##### 工事等

業種 (資格の種類)	業種に対応する許可登録	内容
土木一式工事	土木工事業 とび・土工・コンクリート工事業 石工事業 しゅんせつ工事業	橋梁下部工事、簡易橋、しゅんせつ工事及びPSコンクリート工事
建築一式工事	建築工事業 大工工事業 左官工事業 とび・土工・コンクリート工事業 石工事業 タイル・れんが・ブロック工事業 鋼構造物工事業 防水工事業 内装仕上工事業 建具工事業 清掃施設工事業 屋根工事業 板金工事業 ガラス工事業 鉄筋工事業	鉄骨、鉄筋コンクリート、ブロックによる建築工事及びその他の建築工事
電気工事	電気工事業 消防施設工事業	屋内外電気設備及び幹線工事、信号、発電設備、照明設備等

管工事	管工事業 水道施設工事業 消防施設工事業 清掃施設工事業 さく井工事業 熱絶縁工事業	室内外給排水、冷暖房、ガス、消化、空調調和、衛生設備工事
舗装工事	ほ装工事業	アスファルト舗装等の他、簡易舗装も含む
塗装工事	塗装工事業	一般の塗装の他、道路の線ひき等も含む
機械器具設置工事	機械器具設置工事業 鋼構造物工事業	ゲート、揚排水機、ポンプエレベーター、エスカレーター等機械器具の設置をいい、特殊大型標識等も含む
道路標識設置工事	とび・土工・コンクリート工事業	一般路側標識の設置
電気通信工事	電気通信工事業	通信、無線、データ通信、情報処理、情報収集、情報表示、放送機械設備工事等
造園工事	造園工事業	整地、植栽等により公園、緑地等の築造をいう
解体工事	解体工事業	工作物の解体を行う工事

別表 2  
設計等

資格の種類	業種に対応する許可・登録	内容
建築設計	一級建築士事務所 二級建築士事務所 (建築設備設計のみの場合を除く)	建築物の設計をいい、建築設備のみの設計を含む
造林		植栽、播種、保育等をいい、地拵えを含む
土木設計	建設コンサルタント	土木施設物の設計
測量	測量業者	一般測量のほか、航空測量も含む
地質調査	地質調査業	地質又は土質の調査をいい、計測も含む

道路清掃		機械器具等を使用した側溝路面の清掃
技術資料作成	建設コンサルタント 補償コンサルタント	建築設計、土木設計、計量及び地質調査以外の建設工事に関連するコンサルタント業務等で、コンピューターを用いた高度な技術資料を作成する業務、各種補償コンサルタント業務、建設工事に関連する環境調査等